

計画諸元

| | |
|------|--|
| 延長 | 9.8km |
| 起点 | 広島県大竹市小方一丁目 |
| 終点 | 山口県岩国市山手町 |
| 道路規格 | 1種3級 起点～室の木IC(仮称) 3種1級 室の木IC(仮称)～山手IC(仮称) |
| 設計速度 | 80km/h |
| 車線数 | 4車線 |
| 標準幅員 | 1種3級 20.5m 3種1級 19.0m |

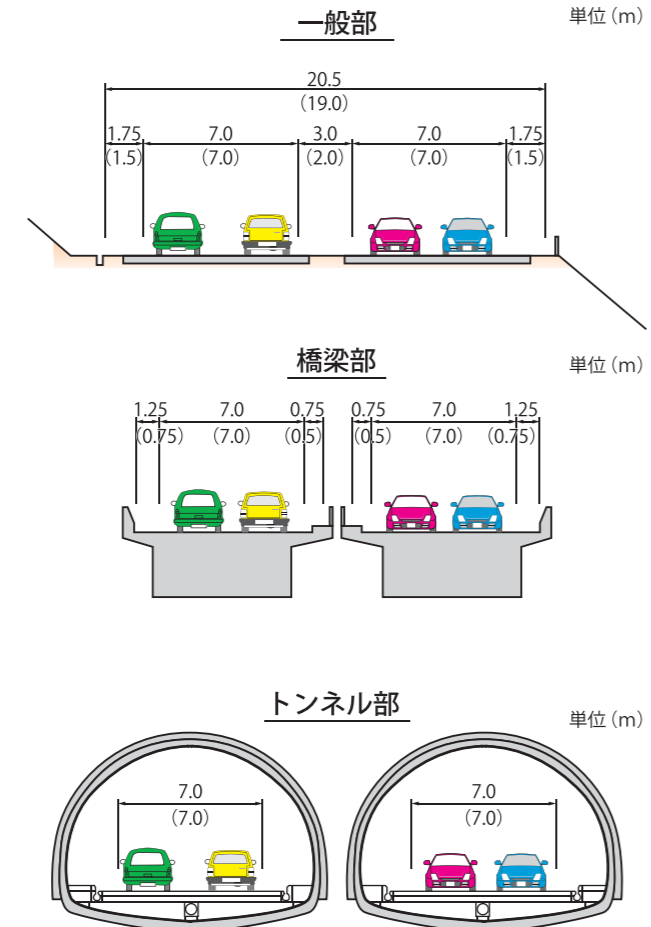
連結位置

| 連結位置 | 名称(仮称) | 連結予定施設 |
|---------------|--------------------|---------------------|
| 広島県大竹市小方一丁目 | 起点 | 一般国道2号 |
| 広島県大竹市御園二丁目 | 大竹西インターチェンジ | 広島岩国道路 |
| 山口県岩国市室の木町三丁目 | 室の木インターチェンジ | 一般国道2号 |
| 山口県岩国市山手町 | 終点 (山手インターチェンジ) | 一般国道188号 岩国南バイパス |

事業経緯

| | |
|--------|---------------------------------|
| 都市計画決定 | 広島県 平成12年8月31日 山口県 平成12年9月1日 |
| 事業化年度 | 平成13年度 |
| 用地着手年度 | 平成15年度 |
| 工事着手年度 | 平成26年度 |

標準横断図



大竹市小方付近を広島方面から望む

整備効果

①物流の効率化

- 大竹市から岩国市にかけての臨海部では、石油化学・紙パルプ・繊維製造の事業所が集積する岩国・大竹コンビナートが形成されている。
- 岩国・大竹道路の整備により、国道2号の交通渋滞が緩和され、定時性・速達性の向上による物流の効率化が期待される。

②観光周遊性の向上

- 岩国市では、廿日市・広島と広域的な観光連携を行っており、岩国市への観光客の約3～4割が広島、宮島に立ち寄っている。
- 岩国・大竹道路により相互地域間のアクセス向上、観光入込客数の増加や観光消費額の増加が期待される。

③日常生活移動の利便性向上

- 大竹市から岩国市にかけては相互の結びつきが強く、広島方面を含めた流動は通勤・買物等の日常生活に伴う移動の占める割合が高い。
- 岩国・大竹道路の整備により、日常生活の移動における所要時間の短縮や定時性の向上が期待される。

生活に豊かさ広げる 道路網

ロードネットワーク



国土交通省

国土交通省中国地方整備局
広島国道事務所
〒734-0022 広島県広島市南区東雲2丁目13-28
TEL:(082) 281-4131

ホームページ <http://www.cgr.mlit.go.jp/hiroko/>

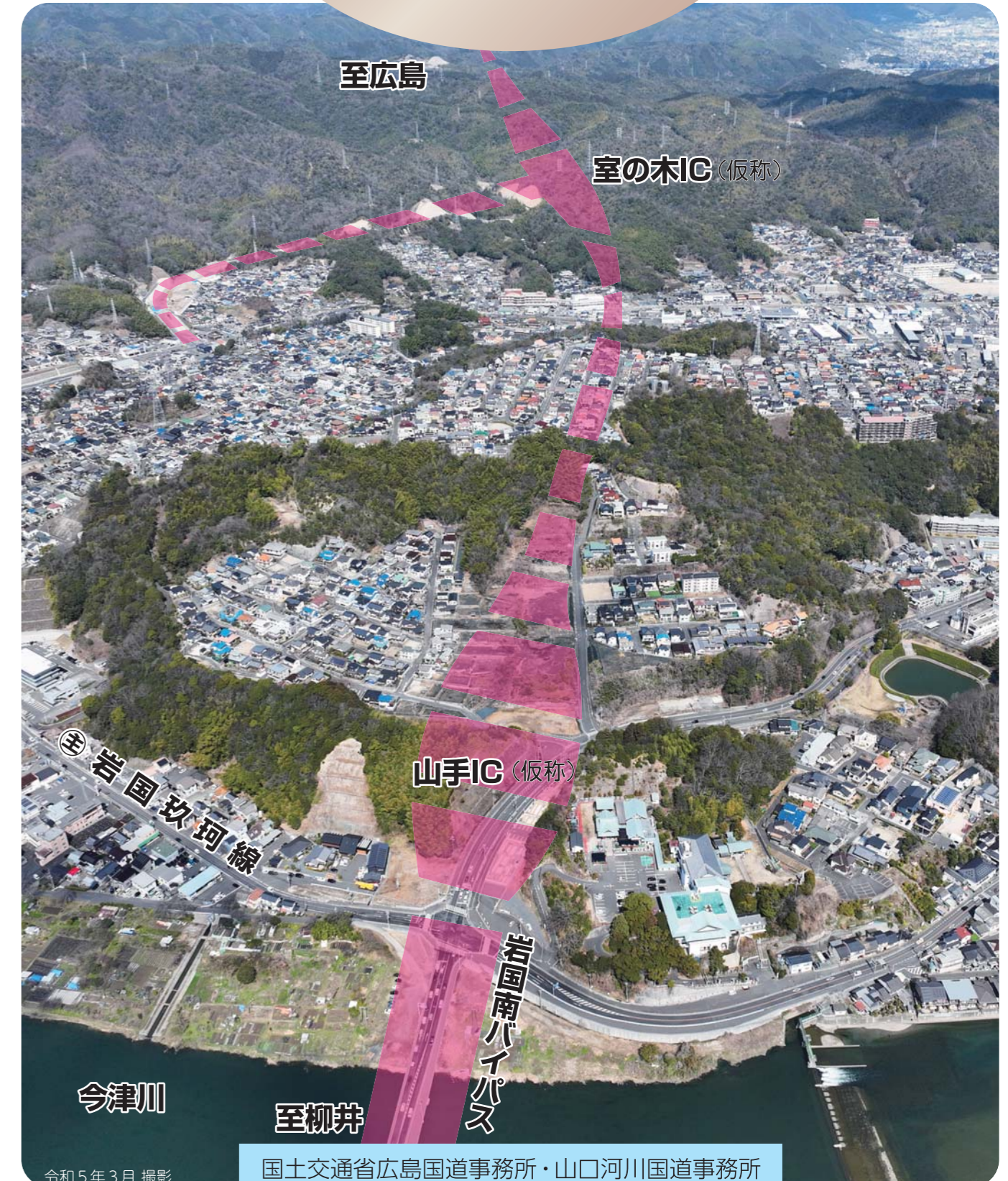
国土交通省中国地方整備局
山口河川国道事務所
〒747-8585 山口県防府市国衛1丁目10番20号
TEL(0835) 22-1785

ホームページ <http://www.cgr.mlit.go.jp/yamaguchi/>

ROUTE
2

一般国道2号

岩国・大竹道路



国土交通省広島国道事務所・山口河川国道事務所

岩国市山手町から広島市方面を望む



完成予想図 大竹市小方付近



完成予想図 岩国市山手町付近

■計画概要

一般国道2号は、大阪府大阪市を起点とし、福岡県北九州市に至る延長約680kmの主要幹線道路です。

岩国・大竹道路は、広島県大竹市小方一丁目と山口県岩国市山手町とを結ぶ延長9.8kmのバイパスであり、高規格道路「岩国大竹道路」の一部を構成しています。

事業の目的は、一般国道2号の交通混雑の緩和及び交通安全の確保、広島県と山口県間の広域的な連携・交流です。

■位置図



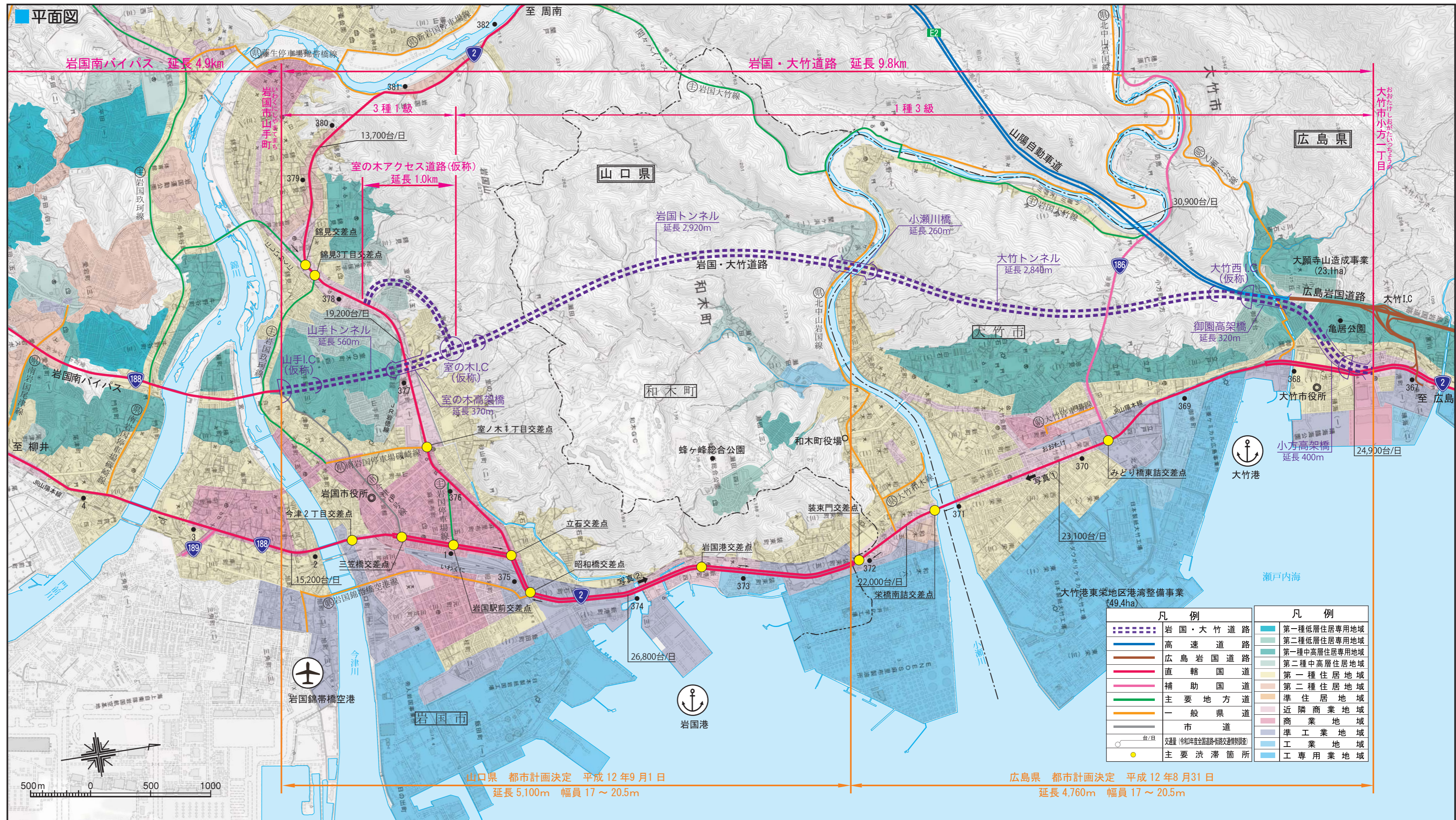
■国道2号の現状



①大竹駅付近の渋滞状況（令和3年6月29日 タブイク撮影）



②岩国港交差点～昭和橋交差点の区間の渋滞状況（令和3年9月7日 朝ピーク撮影）



| 凡例 | | 凡例 | |
|----|------------------|----|--------------|
| | 岩国・大竹道路 | | 第一種低層住居専用地域 |
| | 高速道路 | | 第二種低層住居専用地域 |
| | 広島岩国道路 | | 第一種中高層住居専用地域 |
| | 直轄国道 | | 第二種中高層住居専用地域 |
| | 補助国道 | | 第一種住居地域 |
| | 主要地方道 | | 第二種住居地域 |
| | 一般県道 | | 準住居地域 |
| | 市道 | | 近隣商業地域 |
| | 交通量(令和年度全道平均交通量) | | 商業地域 |
| | 主要渋滞箇所 | | 準工業地域 |
| | | | 工業地域 |
| | | | 工専用地域 |

測量法に基づく国土地理院長承認(複製) R 5JHF 222 本製品を複製する場合には、国土地理院の長の承認を得なければならない。